

中央教育審議会大学分科会将来構想部会制度・教育改革ワーキンググループ 論点整理(案) 要旨

資料 1 - 4

■ 平成29年3月8日 文部科学大臣から中央教育審議会へ『我が国の高等教育に関する将来構想について』諮問。

■ 中央教育審議会大学分科会将来構想部会の下に設置された「制度・教育改革ワーキンググループ」において、諮問事項のうち制度面を中心に平成29年7～12月にかけて議論を行い、『論点整理』として現行制度の課題や検討の方向性を示した。

現行制度・現状

- ・ 大学は学生に対して、授業の方法・内容、一年間の授業計画をあらかじめ明示することとされている。大学では一般的に、シラバスを通じてこれらを学生に示している。
- ・ 客観性・厳格性の確保のため、各大学等においては成績評価基準等を明示した上で適切に成績評価を行うこととされている。
- ・ 専門職大学院においては約5割が実務家教員。専門職大学・専門職短期大学においては必要専任教員の概ね4割以上が実務家教員とすることとされている。
- ・ 大学教員の資格・要件は学校教育法等に規定されており、設置認可の際の教員審査や各大学の個別教員の専攻等が自主的に行われている。教員の研修については、設置基準上、組織的な研修・研究を行うこととされている。

課題

- ・ シラバスに基づいて学生に明示されている授業内容等の記載内容等に関して、ばらつきが大きい。
- ・ 学生の成績評価の指標であるGPAについて国際的に統一的な運用方法が確立されておらず、運用実態も様々。
- ・ 大学等における教育に参画するだけの教授能力や知見を有する実務家は人数が十分でなく、各大学が必要な実務家の参画を得られるかが課題。
- ・ 制度上FDの実施が義務づけられているが、実施方法等について具体化されておらず、各大学における取組内容のばらつきが大きい。今後、実務家教員の登用ニーズが高まり、大学外部の人材が教育に関与する機会が増加する中、どのように教員の質を確保するかが問題である。

論点・検討の方向性

- ・ 大学が学生に明示する必要がある事項として、事前に必要な学修の時間の目安やその内容、授業科目の教育課程内の位置付けや水準等についての規定を整備することが考えられるのではないか。シラバスの記載の充実に向けた一定の指針を示すこととしてはどうか。
- ・ GPAの算出方法に関する情報や活用の好事例について示す必要があるのではないか。
- ・ 大学学部段階においても「みなし専任教員」の制度を導入するなど、必要な実務家を確保するための方策を検討してはどうか。大学等のカリキュラム改善のプロセスに学外の人的資源を参画させることとし、様々な実務の観点を踏まえた教育改革が行われることを促してはどうか。
- ・ 各大学のFDに関する取組状況の公表の義務付けや、FDの実施に当たっての留意点を示すなどの方策が考えられるのではないか。

- ・ 平成19年に、情報公開の義務が法律上明記されるとともに、全ての大学が公表すべき事項として、進路に関する情報、学修成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する情報等が定められた。
- ・ 平成28年に、学生の入学から卒業に至るまでの教育に関する基本的な三つの方針(※)の一体的な策定・公表を義務付ける規定の整備を行った。

※卒業認定・学位授与の方針＝ディプロマ・ポリシー
教育課程の編成・実施の方針＝カリキュラム・ポリシー
入学者受入れの方針＝アドミッション・ポリシー

- ・ 三つの方針に基づく大学教育の質向上に向けたPDCAサイクルを適切に機能させるため、学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、適切に活用することが必要。
- ・ 現在の公表が義務化されている事項では、大学が実際にどのような教育成果をあげ、学生が実際にどのような知識や能力を修得したかなどの成果の確認ができていない。また、各大学が地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たすためにも、国として対策を講ずることが必要。

- ・ 各大学は、三つの方針に照らして、教育の実施を通じて個々の学生が修得した知識及び能力の状況や、学生の学修に係る意識及び行動を把握すること、また、これらの全体的な状況をまとめ、その概要を公表することが求められるのではないか。
- ・ 国は、各大学の取組が進むよう必要な情報の把握や公表について一定の指針を示すべきではないか。
- ・ 各大学は学修成果の可視化に際して、こうした情報を効果的に活用するためにIR等の情報の収集・分析にかかる体制を整備する必要があるのではないか。

教育課程の改善、指導方法の改善等の学修の質保証

学修成果の可視化と情報公開

現行制度・現状

課題

論点・検討の方向性

学位プログラムを中心とした大学制度

- ・ 大学には教員と学生が所属する学部等の組織を置くこととされており、これが設置基準等の法令の要件を満たした上で、文部科学大臣の認可を得ることによって大学教育の質を担保。
- ・ 学生・教員が所属する組織と、そこで提供される学位プログラムが一对一の関係にあることが原則。

- ・ 「第4次産業革命」が進展し、産業構造の変化が激しくなる中、必要な分野の中長期的な予測に基づいて学部等を設置することが困難な時代になっていることから、将来生まれるニーズに応じて新たな学部等を迅速かつ柔軟に設置できるようにすることが必要となっている。
- ・ 学部という組織を前提とした大学の在り方には、①研究上の要請と教育上の要請とが必ずしも一致しない、②学部等の独立性を強調するあまり、組織間の協力や資源の結集が困難となり、境界領域の分野等の教育に機動的に対応できない場合がある。
- ・ 現行の設置基準は既存の学部等の学内組織同士が資源を持ち寄って新たな教育課程を編成・実施することが想定されておらず、各大学における学部横断的な教育の取組を躊躇させる一因となっている。

- ・ 学位を与える課程に着目した在り方をより重視していく必要がある。
- ・ 複数の学部等を設置する大学が「学部等の組織の枠を超えた学位プログラム」を、これまでの学部等とは異なる新たな類型として設置できるよう、制度上位置付けることとしてはどうか。その際の論点は以下の通り。
 - ・ プログラムの質保証の観点から、実施に当たっての教学管理体制(責任体制)が必要ではないか。
 - ・ 責任を持ってプログラムを担当する一定数以上の教員組織が必要ではないか。その際、「専任教員の考え方」の整理が必要ではないか。
 - ・ 専任教員の考え方の整理と併せて、対外的にも明確となる方法で個々の教員のエフォート管理を適切に行うことが必要ではないか。
 - ・ 内部質保証の観点から、三つの方針をプログラム単位でも策定すべきではないか。

認証評価制度

- ・ 事前規制型から事後チェック型への移行の中で、法令上の要件を満たせば大学の設置を認可することと併せ大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備することとし、平成16年度に創設。
- ・ 大学等は7年以内(専門職大学院は5年以内)に1回、認証評価機関による認証評価を受けることが義務付けられている。

- ・ 内部質保証が有効に機能していると判断された場合における評価内容・方法の弾力化・効率化
- ・ 大学側の作業負担等の軽減
- ・ 国立大学法人評価等の他の評価における教育研究に関する評価資料・結果の活用
- ・ 機関別評価と分野別評価との関係の整理

- ・ 複数回にわたり認証評価を受審している大学については、前回指摘を得を受けた箇所等以外の項目について、自己評価書の記載内容を大幅に縮減することを可能とするなどの改善を図ることは考えられないか。
- ・ 大学における特に優れた取組については、幅広く支持を得る観点から好事例として取りまとめ、公表してはどうか。
- ・ 国立大学法人評価と認証評価の目的等の異同に留意しつつ、効率化の観点から認証評価制度の在り方を根本的に見直すこととしてはどうか。
- ・ 専門職大学院に係る分野別評価については、受審期間を7年以内とし、機関別認証評価と一体的に行うことを可能とするなど、根本的に見直すこととしてはどうか。
- ・ 大学評価基準を満たしていないと評価された大学については受審期間を一時的に現在の7年以内(5年以内)よりも短くすることは考えられないか。2

現行制度・現状

- ・ 諸外国における多様な学修履歴・学位等を有する学生が日本の高等教育機関に出願する件数が増加。また、日本での学修履歴・学位等を他国の高等教育機関や企業等から評定・評価される機会も増加。
- ・ 平成3年の学位規則の改正により、29種類に限定列挙されていた学士・修士・博士の種類が廃止され、各大学において専攻分野を付記することとなった。
- ・ その後、学位に付記する名称は増加。
- ・ 平成20年12月の「学士課程教育の構築に向けて(答申)」において、学位に付記する専攻名称の在り方について、一定のルール化を検討することが提言された。

学位等の 国際的通用性

- ・ 平成17年に学修機会の国際化及び日本の大学の海外展開の観点から、日本の大学が外国において教育活動を行う際、日本の大学の一部と位置付けることが可能となった(大学設置基準の改正)。これにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができることとなった。

高等教育機関の 国際展開

- ・ 中等教育修了後の生徒を受け入れる機関に、個人の人生のキャリアアップを担うことができる機関へ転換していくことが求められている。
- ・ これまで、大学等において、科目等履修制度や履修証明制度等を活用しながら、様々なプログラムを提供。
- ・ 平成27年度には文部科学省において、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定する制度を創設。

リカレント教育

課題

- ・ 諸外国での進学や就職に際して、日本の学位等の円滑な承認に必要な情報不足等による困難事例(大使館等による公的な証明の追加的発行を求められる、日本特有の学位等について外国機関の理解不足等)がある。
- ・ 日本での入学・編入学資格の評定において、学生の諸外国における多様な学修履歴・学位等を円滑に承認するために必要な諸外国の公式な情報を得ることが困難な事例がある。
- ・ 学位を見ても「大学で何を学んだのか」が分かりにくいという指摘がある。

- ・ 現在までに、現行制度の利用が十分に進んでいない。その背景に、日本国内での教育活動を前提とした制度等を、外国での教育活動展開の条件として等しく適用する困難さ等の課題が指摘されている。
- ・ 一方、大学の国際競争力を維持・発展させ、日本の大学が世界に開かれた高等教育機関として期待される役割を果たし、海外から高度人材を獲得していくために、海外展開を促進することが求められている。

- ・ 大学等が提供するプログラムの内容や費用負担、履修時間等について様々な課題が指摘されている。また、日本はOECD諸国の中で、大学の学生に占める社会人学生の割合が低く、リカレント教育が広く行われているという状況からは、ほど遠い。
- ・ 日本においてリカレント教育を進めていくためには、大学等で学ぶことを応援し、学んだ知識やスキルを身に付けたことを評価する社会にしていくことが重要。そのためにも、企業が大学と連携してプログラムの開発・実施に結びつけていくことが必要。

論点・検討の方向性

- ・ 日本の高等教育制度の仕組みや、学位等の種類、機関一覧等を、英語公定訳を含めて整理すべきではないか。
- ・ UNESCO「高等教育の資格の承認に関するアジア＝太平洋地域規約」の締結と国内情報センター(NIC)の設立等を通じ、質の保証を伴う流動性向上のための国際的枠組み作りに参画すべきではないか。NICによる世界に向けた情報発信を推進すべきではないか。
- ・ ディプロマサプリメント(学位証書補足資料)を添付することは考えられるか。
- ・ 英文表記として「Bachelor of (学術的に広く認知されている分野の名称) in (現在付記している名称)」とすることを国が推奨し、国際的な通用性を担保することは考えられないか。

- ・ 日本の大学が海外に学部、学科その他の組織を設置する場合に直面しうる課題(阻害要因等)を整理し、対応を検討すべきではないか。例えば、外国では日本と同様の条件遵守が難しい制度の改正や、大学がより積極的に海外展開を検討できるようにインセンティブを付与する等の方策が考えられるのではないか。

- ・ 大学等と企業・産業界等との対話の場を構築し、産学連携によるプログラムの改善・充実を推進することができる体制の整備について検討してはどうか。産学官が一体となってリカレント教育を支える仕組みを構築していくことが必要ではないか。
- ・ 社会人が学びやすくなるよう、受講に伴う経済的負担のさらなる軽減方策や、より短期の実践的・専門的なプログラムの認定制度の創設に向けて、履修証明制度について、総授業時間数120時間以上という現行規定の見直しや累積加算制度について検討してはどうか。また、放送大学やMOOC等の一層の活用方策について検討してはどうか。